

別表第4(1) 変更等届出に伴う必要書類一覧表(引取業・フロン類回収業)

1 変更の場合

(1) 届出書

届出時期：変更の日から 30 日以内

届出部数：1 部（施設に係る変更があり、関係厚生環境事務所がある場合は、これに相当する数）

届出様式：引取業は「様式第二」(P39)、フロン類回収業は「様式第四」(P44)

(2) 添付書類

部数：1 部（施設に係る変更があり、関係厚生環境事務所がある場合は、これに相当する数）

区分	変更事項等	添付書類
引取業・フロン類回収業	・氏名(又は名称)、住所及び法人の代表者氏名	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②個人の場合は住民票の写し ③法人の場合は法人の登記事項証明書(履歴事項)
	・事業所の名称及び所在地	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類
	・法人の役員*	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②法人の登記事項証明書(履歴事項)
	・未成年者の法定代理人の氏名及び住所	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②法定代理人が個人の場合は住民票の写し ③法定代理人が法人の場合は法人の登記事項証明書(履歴事項)
引取業	・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②体制を説明する書類
フロン類回収業	・回収しようとするフロン類の種類	①欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類 ②フロン回収設備の所有権を有すること(所有権を有しない場合は使用する権原を有すること)を証する書類 ③フロン回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
	・使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力(回収しようとするフロン類の種類の変更を伴う場合に限る。)	
	・フロン類回収設備の数(回収しようとするフロン類の種類の変更を伴う場合に限る。)	

※ 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

2 廃業等の場合

(1) 届出書

届出時期：廃業等の日から 30 日以内

届出部数：1 部 届出様式：様式第 3 号 (P77)

(2) 添付書類

なし